



(裏面)

事業対象者に該当する基準

①	質問項目No. 1～20までの20項目のうち10項目以上に該当
②	質問項目No. 6～10までの5項目のうち3項目以上に該当
③	質問項目No. 11～12の2項目のすべてに該当
④	質問項目No. 13～15までの3項目のうち2項目以上に該当
⑤	質問項目No. 16に該当
⑥	質問項目No. 18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
⑦	質問項目No. 21～25までの5項目のうち2項目以上に該当

注 この表における該当(No.12を除く。)とは、網かけの回答部分の「はい」または「いいえ」に該当することをいう。  
この表における該当(No.12に限る。)とは、BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合をいう。